

○美濃和紙産業活性化協議会設置要綱

(設置)

第1条 平成26年11月27日に本美濃紙を含む「和紙：日本の手漉和紙技術」が国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）の無形文化遺産登録（無形文化遺産の保護に関する条約第16条1項に規定する人類の無形文化遺産の代表的な一覧表に記載）されたことを契機として、美濃和紙産業の活性化及び地域活性化を推進するため、美濃和紙産業活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は美濃和紙に関する次の事項を協議する。

- (1) 和紙産業の振興に関すること。
- (2) 美濃和紙を活かした観光産業に関すること。
- (3) 世界へ向けた情報発信に関すること。
- (4) その他、美濃和紙を活かした地域活性化の推進に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 事業者を代表する者
- (3) 住民を代表する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 市の職員
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任は妨げないものとする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長等)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は委員の互選により定め、副会長は会長が指名する。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

(幹事会)

第7条 協議会は、特定の事項を調査検討するため、必要に応じ幹事会を設けることができる。

2 幹事会の委員は、協議会において選任する。

3 幹事会に幹事長を置き、委員の互選により定める。

(意見の聴取等)

第8条 会長は、協議会の会議において必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聴き又は説明を求めることができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、市長の定める機関において行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。